

平成29年第2回八峰町議会臨時会

平成29年11月27日（月曜日）

議事日程第1号

平成29年11月27日（月曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 諸般の報告
第4 議案第80号 専決処分事項の報告について（平成29年度八峰町一般会計補正予算（第5号））
第5 議案第81号 平成29年度八峰町一般会計補正予算（第6号）

出席議員（11人）

2番 笠原吉範	3番 水木壽保	4番 須藤正人
5番 腰山良悦	6番 柴田正高	7番 皆川鉄也
8番 嶋津宣美	9番 菊地薫	10番 山本優人
11番 門脇直樹	12番 芦崎達美	

欠席議員（1人） 1番 鈴木一彦

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	佐々木高
会計課長	吉田一夫	企画財政課長	鈴木正志
福祉保健課長	堀江広智	教育次長	日沼正明
産業振興課長	米森伴宗	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	阿部克之
学校教育課長	山本節雄	生涯学習課長	工藤金悦
学校給食センター所長	大高利美	あきた白神体験センター所長	佐藤博孝
企画財政副課長	和平勇人	農林振興副課長	浅田善孝

建設副課長 内山直光 沢目子ども園長 川尻滝子
埴川子ども園長 堀江千秋

議会事務局職員出席者

議会事務局長 藤田吉孝 書記 吉元和歌子

午前10時00分開議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。これより平成29年第2回八峰町議会臨時会を開会します。

1番議員鈴木一彦君から所要のため欠席届が提出されておりますのでご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、5番腰山良悦君、6番柴田正高君、7番皆川鉄也君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

日程第2、会期の決定を議題とします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成29年第2回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところご出席をいただき、誠に有難うございます。

さて、皆様もすでにご承知の通り、水沢カッチキ台地内の松波生活環境林内に遊歩道などを整備するふれあいの森整備工事を発注しておりました西村土建株式会社が、平成

29年10月24日付で倒産した旨を告示し、工事継続が不可能となったところであります。この工事は県の補助事業であり、年度繰り越しが認められていないため、年度内に完成させる必要があります。しかしながら工事費の4割を前払いしたため予算不足で残りの工事を発注できない状況であり、補正予算が必要となったところであります。

それでは、今議会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第80号、専決処分事項の報告については、平成29年度一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告で、768万7千円を追加して、歳入歳出予算の総額を67億4,412万8,000円とするもので、9月28日に解散し10月22日の投票日となった衆議院議員総選挙に係る費用の補正予算であります。

議案第81号、平成29年度一般会計補正予算（第6号）は、493万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を67億4,906万1,000円とするもので、先ほどご報告いたしました西村土株式会社の倒産国事に伴う関係費用の補正となっております。

以上、今議会臨時会でご審議いただく議案は2議案であります。詳細については議案提案の際に説明させていただきますので、宜しくご審議のうえ、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芦崎達美君） 議長報告につきましては別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

日程第4、議案第80号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第80号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項に規定により、平成29年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成29年11月27日提出

八峰町長 加藤和夫

次のページをご覧ください。

専決処分第9号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 9 月 28 日

八峰町長 加 藤 和 夫

平成29年度八峰町一般会計補正予算（第5号）

平成29年度八峰町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるもの
あります。

第1条、9歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,687千円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,412万8,000円とするものであります。

内容につきましては、冒頭の町長の挨拶でもありましたが、平成29年9月28日に衆議
院解散、翌月の10月10日公示、10月22日投票となりました衆議院選挙の関係の予算でご
ざいます。詳細については事項別明細書6ページ、7ページをご覧ください。

はじめに歳入であります。

14款3項1目1節であります、国庫支出金委託金総務委託金選挙費委託金であります。
衆議院総選挙の委託金として歳入768万7千円でございます。

次の8、9ページをご覧ください。歳出でございます。

2款総務費4款選挙費5目衆議院選挙費で、総額は歳入同額の768万7千円となっ
ております。右側9ページですけれども、主な概要ですけれども、1節、3節につきましては期
日前投票投票日当日の立会人等の人件費及び投開票事務にあたる職員の人件費となっ
ております。

7節から19節まで、賃金から負担金及び交付金のところでありましたが、主な内容とし
てはポスター掲示場の場所の借上げの謝礼、ポスター掲示場の設置及び撤去、あと入
場券の作成委託料及びそれぞれに係る通信運搬費が主なものとなっております。以上で
す。

○議長（芦崎達美君） これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第81号、平成29年度八峰町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） おはようございます。それでは議案第81号、平成29年度八峰町一般会計補正予算（第6号）をご説明申し上げます。

議案第81号

平成29年度八峰町一般会計補正予算（第6号）

平成29年度八峰町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ493万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億4,906万1千円とする。

平成29年11月27日提出

八峰町長 加藤和夫

先ほど町長の報告にもありましたとおり、西村土建さんの倒産に伴う工事の補正額でございます。それでは6ページ、7ページをご覧ください。

まず歳入であります。19款1項1目繰越金。前年度繰越金ですけれども、財政調整分といたしましてマイナスの394万4千円であります。それから20款5項4目返還金でありますけれども、678万2千円の補正であります。これは工事契約の解除に伴う返還金でありまして、東日本建設業保証会社から払われるものでございます。それから弁償金、209万5千円、これも契約解除に伴う違約金でございます。同じく東日本建設業保証会社より支払われるものでございます。

それからその次の歳出ですが、6款2項2目林業振興費493万3千円の補正であります。12節の役務費として手数料72万3千円、これは先般11月14日の説明会の時にお話ししましたが、ちょうど工事の途中だということで出来高検査をいたしましたのでその手数料でございます。これはあの、先ほどの歳入の弁償金から支払われるものでございます。

それから15節の工事請負費、松波生活環境林整備工事ですが、最終的に精査して不足分として421万円を補正するものであります。これは先ほどの歳入の返還金の中から支払われるものでございます。なお、この間の段階では出来高が確定しておりませんでしたので詳細な説明ができませんでしたけれども、担当課長の方から出来高検査確定後の詳細

について、一通り説明してから皆さんからご審議いただきたいと思いますのでひとつよろしくをお願いします。

○議長（芦崎達美君） 佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） おはようございます。私の方から工事の概要と若干説明させていただきたいと思います。皆さんのお手元にA3版のカラー刷りの資料、それからA4版の工事費の内訳というようなことでわたっていると思います。まず図面の方から簡単に説明したいと思います。

カラー刷りの方でございますけれども、ふれあいの森整備事業、松波生活環境林ということで、県の森づくり税を活用した補助事業でございます。事業の場所でございますけれども、カッチキ台の松波苑のちょうど裏側の方にあります松林の中に、黄緑色で色づけされてございますけれども、遊歩道と東屋を設置するというふうな工事でございます。それで、歩道の一つ、A歩道というふうなことで書いてございますけれども、歩道の大きな方でございますけれども、幅が1.5m幅、延長が681m、その右隣の小さな方の遊歩道B歩道は、幅が1.8mの歩道の上に舗装をします。それから東屋が1棟でございます。舗装の総延長はあわせて843mとなっております。

それで、今度工事費の方の積算、補正の内容について若干説明させていただきます。資料のA4版の横でございます。

まずこの工事は設計額が2,138万4千円というふうなことでございますけれども、平成29年8月9日の入札、4社指名による入札で2,095万2千円ということで契約をしております。その下の方ですけれども、この工事の主なものは内容がウッドクリート工、これはコンクリートに木材のチップを練り込んで舗装するものでございます。この工事については株式会社佐藤渡辺と、これ会社名でございますけれども、ここと西村土建の方で下請けの契約をしていたということでございます。その下の土工残分っておりますけれども、これあの舗装するための仮想路盤を砕石等で作るものでございます。それから一番下が東屋で、株式会社ウディさんないという会社と西村さんの方で下請け契約をしていたというふうなことでございます。それで今回の工事、西村さんの方で倒産したということで、先ほど副町長の方から概略説明ありましたけれども、設計を担当した秋田県林業コンサルタントの方から来ていただきまして、どのくらい工事が出来たのかというふうなことで現地で測量してもらい、数量等積算をしていただいて出来高を出していただいたということでございます。そしてその出来高の最終的な金額が請負比率をかけた金額でござ

ございますけども、上の方に書いてございます。159万7320円。これが出来高の金額だというふうなことでございます。それである、資料の中ほどでございますけども、下請け契約額、これがウッドクリート工の方が1166万4千円っていうふうなことで契約をやっていた、ということで、この契約額でもってこの後随意契約をしていきたいと考えてございます。この契約にさらに諸経費、現場管理費をプラスすると。というのは、この下請け契約をする際に元請である西村さんの方で現場にあるいろいろな事務所だとか機械だとか人員だとか、そういうものを全部面倒見るというふうな条件のもとに契約された金額でございますので、現在現場にはそういうものが一切撤去されてない訳でございます、その分の現場管理費として諸経費って書いてございますけども、ウッドクリート工につきましては本工事約1千万弱でございますけども、工事費の10%程度の100万、それから東屋につきましては木工の本工事費が200万程度なんですけども、その10%の20万、それをプラスした形で契約をしたいということで考えてございます。それから、ウッドクリート工の方につきましては、土工の残分ということで遊歩道を作る総延長843mの約4分の3はもうすでに舗装できるような状態に仕上がって完成してございます。約200mくらい残ってるわけでございますけども、その分の土工も一緒にこのウッドクリート工の建設を担当する会社の方をお願いをしたいということでその分を工事費に足してございます。

この工事の工期を今年度いっぱい、3月下旬までとかがえてございますけども、これは場合によってはおそらく必要ないんじゃないかなあと考えておりますけども、自然災害だとか思わぬ事態等を想定して変更対応分として工事費の10%程度をみておきたいということでございます。これで合計の金額がウッドクリート工の方で1527万9968円、それから東屋の方で204万9520円、合計で1732万9488円が必要になるということでございます。それで、今回の予算額で、一番下の方でございますけども、2150万円みてございましたけれども、既に契約した段階で2095万2千円の4割相当分、838万円を前払い金として支払ってございますので、現在の工事費の予算残額でございますけども、1312万円ということになってございます。従いましてこれでは残りの工事を発注できないということでございますので、不足額の421万円を補正をお願いしたいということでございます。概略説明させていただきました。以上よろしく申し上げます。

- 議長（芦崎達美君） これより議案第81号について質疑を行います。質疑ありませんか。
8番、嶋津宣美君。

- 8 番（嶋津宣美君） はい 8 番。さきほど説明で聞き逃したのかなと思ってますけども、役務費はこれは設計関係のってことでよろしいですか。
- 議長（芦崎達美君） ただいまの 8 番議員の質問に対し答弁を求めます。佐々木農林振興課長。
- 農林振興課長（佐々木喜兵衛君） 役務費の手数料 72 万 3 千円でございますね。これは今回の工事の設計を担当したところの秋田県林業コンサルタントというところから西村さんが倒産になって工事が途中で終わったということで、出来高を出す必要があるということで、どのくらい設計と比べて工事が完成してるのかということで、出来高に応じてその前払金の中から差し引く必要があるということでお願いして測量、数量を出してもらったと、そのための手数料でございます。
- 議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。4 番須藤正人君。
- 4 番（須藤正人君） 先日の説明会で 8 月の入札で 10 月の末の工期だと伺いまして、10 月の 26 日に倒産したわけですが、その期間、業者に対して工事の進捗、どうして工事を進めなかったんだと、工事の管理の怠慢ではないかというような質問をしたら、いくら業者に工事を進めるように話をしてもなかなかやってくれない、進めてくれないというような答弁でありました。この契約内容の中に、そのいついつまで工事をこのくらい進めないで契約を解除するとか、前渡金を返還してもらおうとか、そういうような項目はそこの中にないのかどうか、もしそれが今までなかったとすれば今後ですね、こういうことがあり得るわけですよ。そういうのを契約書の中に含めた契約をしていく必要があるんじゃないかというふうに思うわけです。前渡金を払った。工事は進めない。まるっきり詐欺ですよ。だからこういうことが内容に契約書の在り方を検討してほしい。いや、いまままでなかったのかどうかも含めて答弁をお願いします。
- 議長（芦崎達美君） ただいまの 4 番議員の質問に対し答弁を求めます。佐々木農林振興課長。
- 農林振興課長（佐々木喜兵衛君） 私の方からお答えいたしたいと思います。ここに契約書の詳しい内容を持ってきてございませんので、何日遅れれば解約するとか、そこいらへんまで詳しく答弁できませんので、後程お知らせしたいと思います。
- それで若干内容を説明させていただきますと、工期が 10 月末までというようなことで、出来高で行きますと 1 割弱ということで、現場の方もあんまり行っていないというか、怠慢ではないのかというご意見があるかと思っておりますけども、実際のところ工事について

は始まりが契約している工事件数がものすごく多いというふうなことで8月の9日に入札以来、発注してから着工にはなっているんですけども、実際には9月に入ってから工事やってございます。ずっと土工の方、舗装するための土工の工事の方をずっとやってきているんですけども、金額にはあまり出てきませんけども、ものすごい手間がかかる。ということで、10月の上旬ころ、それこそ会社の状況が危ないとかっていうふうな話がありましたけれども、既に舗装の土工事については4分の3程度進んでいる状態でありまして、工期には大急ぎであればもしかしたら間に合わせる事が出来たのではないかな、というふうなところもちょっとあります。それで東屋についてはもうすでに土工終わって基礎工事も終わってございます。あとは木の、現地に持って行って組み立てるだけっていうふうなことで、業者さんの方では3日もあればできるというふうなことです。舗装の部分については2週間もあればできると前もって聞いてございます。それでそういう状況で工期については老舗の西村さんということで十分大事な事ということでは考えていたと思いますので、うちの方でも再三現場に行きまして、例えば土工の整地する部分については土があまり凸凹にならないように無償提供するなど支援をしながらはやくでかすようにと指導はしてきてございます。

契約書の中身の方の、いつまでできなければ解約しますよとか、そういう部分については今ちょっとここに契約書ございませんので、中身についてはあとでお知らせしたいと思います。以上で終わります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 課長の弁明も苦しい弁明もわかるんですが、10月の26日に倒産して158万程度の工事しか進んでない。それでね、2、3日あったら東屋ができるとか何日経ったら舗装が出来るとかね、そういう理由ではこれからもこういう事故がありそうな気がしますね。やっぱりしっかり管理して、建設課もいますしね、やはり農林と建設と一緒にあって、この工事がどの程度進んでどうして10月の末までに終わるのかということをしっかり把握して管理して進めないとかいうことはいつでも起こりますよ。だから、契約書の中にももしそういう契約がなかったら、書面がなかったらですね、そういうものを盛り込むとか、前渡金を少なくするとか、そういうような方法を考えていく必要があると思います。副町長、どうでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 須藤議員からご指摘ありましたように、工事の施工につきまし

ては、普通は工程表等で管理していきますのでその点について不手際あったということについては陳謝したいと思います。いずれ今お話しありましたように、工事の契約書にはですね、この工事のみならず共通事項等で違約金等に対する事項も全部謳ってあります。ただそれは粗悪な工事をやった場合にどうするとか、それから工期を守れなかった場合どうするとか、中途の工事云々についてはないとは思いますが、いずれ工程表に従ってきちんと現場管理していればこういうようなことは起きなかったと思いますので、これについては今後庁内で詰めながら、こういうことが二度とないようにしていきたいと思いますのでどうかひとつよろしくお願いします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） お尋ねします。西村土建さんに関してはですね、今年の春くらいにはもう資材等を仕入れられないとか、重機がリースできないという噂があってですね、私の耳にも入ってきていました。町当局にはそういう話は入ってきていなかったのでしょうか。もし入ってきていたとしても、西村さんに契約の時に確認するとか、経営状況どうなんだとか確認しなかったのか、そこをお伺いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの2番議員の質問に対し答弁を求めます。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） 私の方からお答えいたします。西村さんの経営状況等につきましては、確かにあまりよろしくはないというふうな風評と、そういうのは以前からは聞いております。ただ、そういう噂だとかそういうものだけで町の方として指名をしない方がいいのかどうかということで、実際のところ県の方でも西村さんについては今回の倒産する前に工事も何本か発注してございます。また能代山本管内でも、能代市でも発注してございます。そういうふうなことで、これまでの実績からいけばちゃんと契約した内容で工事はやっていたらと、そういうふうなことことから、今回は、確かにそういう風評のお話とかは聞いてはございましたけども指名をさせていただいたということでございます。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 町の方でもやはりそういう噂は把握していたようですね。私の耳にはもう今年の春くらいから秒読み段階だという話が入ってきていました。

だからといって入札から外すわけにはいかないという気持ちもわかりますが、ただ、入札をして契約をするときには経営状況、こういう噂があるけどどうなのかというよう

なことはですね、聞くべきだったのではないかなと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 今あの、経営状況が思わしくないという風評の中で業者をどうするのかということですが、これは西村土建のみならずそういう風評はけっこうある会社はあります。ただ、今現時点の中で指名審査の中でそれぞれ技術者がそろってたり法人税がきっちり納まっていたりですね、そういう状況の中ではなかなか我々も、あなたの会社危ないでしょというふうな、言える状況でない、今まで一度だけ銀行の方でも金融取引やめてしまったという状況があってその業者を呼んで実際はどうなんだというふうなことを聞いたことがありますけども、なかなか業者にしろ各金融機関等にも、この会社の経営状態どうだとかなかなかできませんので、いずれ今言ったそういうことを聞くことが法律的なことに触れないでできるのかどうかですね、ちょっと我々の判断ではなかなか難しいなと思ってるんですけども、県とちょっといろいろ、そういう場合どういう扱いしているのか聞きながら、出来るだけそういう事態が起こらないように対処してまいりたいと思っておりますので。現時点ではなかなかその風評だけでは指名から外すということが現状であります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 今の答弁で、致し方ないのかなという気がしますが、先日現場を見てきました。1周したわけですが、東屋の基礎もできているし、砂利も敷き詰めてありますので、なるべくあそこまでできているわけですから今後スムーズに工事が進むように町当局にはお願いしたいと思います。以上です。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 今笠原議員が質問したので聞きたいことほとんど終わったのですが、それですね、指名業者の段階で審査するに当たって、会社の資産状況、要は資産表なり会社の経営状況、そういうふうなものを求めるというふうな方法があるわけですよ。それを求めることによって会社の資産、それなりの状況が把握できる。それをするによって入札、指名を外すという風な行為は可能かと思えます。そういうふうな方法があるのではないかというのが一つ。

それともう一つ聞きたいのは、今回保証協会ですか、保証によって担保されるということですから、実質的な負担というのはないということですが、今町が発注している工事に対してその保障がどういうふうな形でついているのか、全ての工事を保

証協会というふうな形で保証が担保されているのか、その辺の状況を教えてください。

- 議長（芦崎達美君） 　　ただいまの10番議員の質問に対し答弁を求めます。伊藤副町長。
- 副町長（伊藤 進君） 　今の入札の段階でその会社の経営状況がわかるんじゃないかということですけども、指名する段階です、いずれ指名審査委員会は2年ごとに指名審査をやっているわけですけども、そのほかに来た場合に随時受けていますが、いずれ指名審査の書類が上がってきた段階です、指名願いが出てきた段階でこの会社は指名に値するかどうかというふうな、そこには会社の規模とか従業員とか資格持っている人どのくらいいるとか、どういう実績があるとか、いろんなものが上がってきますので、それに基づいて指名業者を定めているという状況であります。指名審査会をやる段階で今現状でその会社がどうなのかというふうな、そこまでは今の段階ではやっておりません。

あと保証については、すべて発注する工事についてはそういう保証を付けております。130万以上の工事についてはすべて保証会社が、昔は連帯保証人とかつけたんですけども、今はほとんど保証会社で対応しているというのが現状です。

- 議長（芦崎達美君） 　ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。
- 10番（山本優人君） 　わかりました。あともう1点は各会社の経営状況が悪いと、一番先にわかるのは銀行ですけども、秋田銀行と提携して、町の指定金融機関にもなっている秋田銀行ですけども、秋田銀行のそういうふうな状況というものの話合いとかそういう情報提供みたいなことを普段やってないのかどうかということ伺います。
- 議長（芦崎達美君） 　伊藤副町長。
- 副町長（伊藤 進君） 　結論から言いますと、こちらから銀行の方に情報は求めておりません。やっぱり個人情報保護の関係がありますので、先ほど1件だけそういう云々で業者呼んで聞き取りしたというふうな話ありましたけども、それについても、銀行さんは対顧客とのあれがありますので、それは我々には出せないと思いますので、私はその時は直接本人から来てもらってこういう噂があるけどもどうなんですかと。別に強制ではないから答えたくなければ答えなくてもいいですけども、情報があるんですがどうですか、ということで、いずれ工事が途中でおかしくなれば町全体に迷惑がかかるので教えることができれば教えてくださいという形で聞き取りしたのが現状であります。おそらく銀行さんもおそらく聞いても教えないんじゃないかなと思ってますけども。いずれ今回支店長が来たとき、そういう場合に教えられるものかどうか聞いてみたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 先ほど笠原議員も言ったんですが、既に我々も西村さんのことについては噂として聞いてあるわけですよ春先に。そういった中でもそういうふうの結果的にこういう状況になったということはですね、やはりそれはたぶん町の方でも多少は聞いてあったにも関わらずそういうふうな結果になったということは、もっとその前に今後それを二度とないようなことにするためには先ほど言ったような、例えば事前の指名する段階において会社の資産表を求めるとか、何らかの手立てをもう一度考えてみるべきではないのかなあということを提案したいとおもいますが、そのへんについて考えを答弁願います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 今回の西村土建さんの件ですけども、いずれ今回八峰町だけでなく能代市さんもそれなりに発注していると聞きますし、県の方も発注していると聞いてますので、なかなかそこは先ほど言ったとおり、風評としては本当わかります。それは先ほど言いましたとおり、西村土建さんだけでなくいろいろな会社で、あそこは危ないんじゃないかという情報はありますけども、今現時点でそれぞれ能代市にしても県にしても発注してることとはなかなかそれを強制的に経営実態を提出させるようなあれはないんじゃないかなと私は考えてますけども、いずれそういうものがこういう事態なこれからいろいろ出てくるとすればですね、やっぱりそのへんはこのあと私たちの上部団体である県と、こういう場合にはどうしたらいいかというふうなことでいろいろ、できるだけそういうことがないようにやっていきたいと思っておりますけども、現時点ではなかなか難しいんじゃないかと考えています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 言ってることはわかりますけども、指名の業者はどういう基準で選ぶのか伺いたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 町ではそれぞれの工事において、どういう形で発注するかというふうな内規みたいなものを決めておまして、工事費であったりあと町内業者であるのか、町外も含めてあるのかとかそういうものを業種によっていろいろ定めております。ただ指名するしないについては、今言った通り、なんというか危ないとかそういうことでなくてそれなりに指名審査の書類が上がってきた段階で指名に値する会社であればそ

れぞれに格付けしてそういう名簿を作っておりますので、それに基づいて指名審査会をやりながら、指名審査会に付さなければならないものは付すし、その内規だけでやっていくものについては指名審査会に付さないでやっているというのが現状です。ですから、今指名するかしないか一つだけできるのは、納税しているか、納税証明書を出してもらいますのでその段階で納税してないというあれがあれば、今の段階では外してありますけども、ただ経営状況がいいとか悪いとかという形では今の段階では除外したりはしておりません。

○議長（芦崎達美君） 10番山本優人君。

○10番（山本優人君） そうすれば指名するしないかは副町長の判断、ではないのですか。基準にさえのっとってれば全部指名するということなんですか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） あのですね、流れから言いますと、例えば特殊な工事とかなんとかあって指名審査会やらなきゃならないという場合は私を含め役場の課長がたで指名審査会構成しておりますので、その中でどうかというのを決めます。一番最初は流れとしてはですね、事業担当課、今回であればたとえば農林振興課の方からこういう業者でやりたいというあれがあがってきます。それについてみんなでこの業者が妥当かどうかというふうな説明を受けながら、妥当かどうかを判断しますし、さっき言ったとおりちょっとした工事であれば500万以上はC級とかB級とか、建設工事はいろいろあって工事によって違いますが基準に合ってるものについてはそれはもう指名審査委員会をやらなくて、町内業者でやるってふうに決めてればそれは町内業者でやると。だから、全てが130万以上が全部指名審査委員会にかかるという話ではありません。まず最初に担当課の方で事業計画をしてこういう形でやりたいということのうちの方の管財係の方にこういう業者でやりたいんだけどどうですかと。で管財係の方で指名しようとしている業者がきっちり指名審査願いとかが出てきているかどうか審査して、指名審査願いが出てきてなければはじくし、出てきていればそれでやると。ただ、あんまり大きい工事で該当する業者がいっぱい、例えば10社も10何社もいるような工事の場合は、やっぱり今までの町の工事の実績とかほかの町村の公共事業の実績とかを加味しながらですね、その中から7社なら7社、5社6社を選定しているというのが現状であります。ですから、必ずしも上がってきた案で全部決まるわけではなくて、ちょっと多いんじゃないとか、やっぱり町内だけでやらなくて町外も入れた方がいいんじゃないとか、上がって来た

ものについてはそういう形で審査しております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） まあ、なかなか難しい話だとは思いますが、いずれにしてもその噂を職員の皆さんがどの程度把握してあったのかということがちょっとポイントになるのではないかなあと。もうちょっとして、議長、休憩してですね、出席の職員の皆さんから西村土建の経営の噂を聞いてるかどうかっていうことをちょっと目をつむって手を上げてもらいたいと思うわけですが。どうですか。

○議長（芦崎達美君） いや、ちょっとそれはわからないわけでもないですが、今日の内容においてすぐどうのこうのという、ちょっと時間的には無理だなと思います。

○10番（山本優人君） わかりました。じゃあ一つ聞きます。私は噂は我々ですらわかっているのに職員のみなさんがわからないというのが不思議だと思うわけですよ。それでもしそういうふうな状況だったとしたらですね、情報の共有というのがないのではないかと。おそらく何人かは知ってる人がいると思うわけですよ。その段階でその審査員になる職員がどのメンバーになるのか把握してないですけども、その中でちょっとあそこ危ないんじゃないかなというふうな話を協議してもいいのではないかと。それによって、これちょっと危ねがらこの業者いなくても指名、それ以外の業者指名で入札しましよやということになるのではないかなというふうに感じるわけですよ。そういうふうなことから質問したわけで、それについて考えを伺いたいと思います。

○議長（芦崎達美君） はい、伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） あのですね、おそらくさっき言ったとおり、危ないとか危なくなるといような風評についてはみんな聞いてると思いますよ。ただ先ほどから言ってるのは、その風評だけでは我々は指名から外す根拠にならないということなんです、今現時点では。それが風評があるから例えば外した場合に、何で外したかというふうに相手から逆に来た場合に、あなたのところは潰れそうだという噂があるから外しましたよというふうな、今の現時点ではそれはできない状況になってますので、今後ですね、そういうことが可能なかどうかというものを先ほど言いましたとおり、私ども八峰町だけではなくてですね、他のところでも被害にあってるというか、そういう状況ですのでそのへん可能なかどうかうちの方でも精査しながらですね、いろいろ聞き取りしてこの後に反映させていきたいと思いますので、現時点では風評を知らなかったということではなくて知ってるんだけどそれだけでは外せないということでもあります。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 町の支払制度をね、前払い制から出来高制に改めればこういう事態は避けられるわけですよ。前払いで4割も前払いで支払うという、これ自体かなりおかしい話でね、以前は工事行う業者がここに供託、選挙の供託金みたいなものを積んでそれで工事発注したわけですよ。それで工事発注したわけですよ。それを県の指導かなんかでそれを改めて前払い制にしたんでしょうけども、これを出来高制に改めるとね、こういう事態が起こらないんですね。それを庁内でやっぱり検討してみる必要があるんじゃないかとおもいますがいかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） はい、答弁を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 今の件なんですけども、いずれ柴田議員からお話ありましたように、もともとは出来高払いというので前払い金の制度はありませんでした。これはおそらく業界等の要請等があつてあれだと思つてんですが、今の件の指導等は当然工事やる段階ではある程度その材料費とかなんとかいろいろ前もって必要な経費があるから前払い金制度をやるよつという指導であります。そういう中で、これ八峰町だけやってるわけではなくて、決める時も全県も状況はどうなんだということていろいろの情報を取りながら、その中で、たぶん今4割がほとんどの市町村ではないかなと思つてるんですけども、いずれそういう流れの中で今前払いにしていますので、これ八峰町だけ出来高に戻す、前払い金をなくすというのはちょっと検討してみないと、こういう事態が何回も起きてくればまたそういう流れになっていくと思つています。今現時点では八峰町だけではなくて、ただそれを前払い金を3割にするか4割にするかそれはそれぞれの町の財政状況によつても違ふと思つていますけども、私が今理解している中ではだいたい4割の前払い金制度でやってるといふふうに考えております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 工事に着手する前から請負高が4割も前払いで支払われるということが、やっぱり前払いの比率が非常に高いわけですよ。なるほど工事業者にすれば工事に着手する前に資材の調達やなんかもそれなりの費用はかかるわけですけどもね、それにしても4割も資材の仕入れなんかにかかるということはないわけですからね、出来高払いに戻せないつていうんであればこの前払いの比率をもう少し下げるといふようなことも検討してみるべきではないかと思つていますが、いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） はい、伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 今のね、その4割の前払い制度、これはだから、今回の提出議案でわかるとおり、かぶったのは町でなくて保証会社なわけですよ。要するに前払いする段階で保証業者、今回であれば東日本建設保証ですか、そちらの方で経営状況等の判断をしますので、彼らがたからこの会社あぶなくてあれだという話であれば保障につきませんので、そうなれば4割払えないわけです、いくら町で4割の請求が来ても。保証会社が担保しましたよというふうな保証があるから町が4割払ってるという話であって、だから今回保証会社が自分がたで保証したもんだから、それが工期までできませんでした、出来高どおりできてないのでその分についてはできてない分の支払いの残額と違約金として弁償金としてその分払いますということできてますので、だからこれ3割4割じゃなくて、問題はそこの保証会社の段階でかなりチェックかかっていますんで。ご理解いただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） なるほど保証協会で保証してくれるからいいというような話なんだけども、保証協会にね、保証してもらう額によって保証協会からかなりお金取られるわけですよ。その保障額によってね。それは結局は町持ちなんですよ。ここには出てきてないわけですけども。そういうことがやっぱりトータルで考えてみないと、今の副町長の答弁だと保証協会で保証、ちゃんと4割保証されるんだというけども、保証協会の保証料、そういうのもやっぱり勘案してみるべきではないかと思うんですがいかがでしょう。

○議長（芦崎達美君） はい、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ちょっと補足しますけども、もともこの前払い金制度できたのは国の制度でありまして、品確法ができて粗悪な工事をさせない、そして中小企業の業者を育成していくという立場でこの制度を設けているので、ある面ではそういう業者ができるだけ資金的にも裏付けがあってできるだけいい仕事をしていただくというところから流れで来ていますので、今うちの方で勝手にこれを変えるとかっていう制度を変えるわけにいかない訳です。これ一つは理解してもらって、要はそのための代替えとして保証制度を設けている、それからやはり我々も指名願いが出た段階で経営状況とか判断しながら指名願いを受理しているわけですから、それが一つの判断材料になります。あと工事発注は指名願いが出た自分の業種、その業種の中でその工事と合致するかちゃんと指名審査委員会では調べます。それからまた基準額がありますから建物であればい

くらはAクラス、これはBクラスというふうにランク付けもきちんとしていますからそういう基準に基づきながらやっています。要はさっき前段に須藤議員からも言われましたけども、そういう工事を発注した場合にきちっとした進行管理をしながらやっていくということが我々にとって大事な課題だと思っています。要は噂の段階で外すとかなんとかではなくて、こういう管理をきちんとしていけば工事が完成されるような状況を作り上げていけばいいことですので、そういう角度でやっていかなければならないんじゃないかなと。噂があったからと指名から外すんだという短絡的なやり方は今の段階ではとっていませんので、噂はあくまでも噂ですし、それからまた銀行との関係でもやっぱり指定金融機関は確かに秋田銀行だかもしれませんけども、金融機関はいっぱいありますので、その会社がどの金融機関利用しているのかすべての金融機関から情報を集めるのはとっても不可能です。それから協定はもちろん、そういう協定は結んでいませんし、銀行は守秘義務があってそうそう簡単に、勝手に会社の状況をどこにもばらまくという状況にはないと思いますので、いずれ我々としては手続きはちゃんとしながら管理をしっかりと完成までこぎつけていくというこの作業をきちっとやるというのが大事ではないかなと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 町長の説明だとね、国の命令みたいに、法律みたいに前払い制度は4割支払いなさいと、国の法律じゃないんですよ。国の指導なんですよね。最終的に決めるのは町の条例なんですよ。国の指導でこうだから必ずしもそうしなければならないということではないはずですよ。国で4割前払いで支払いなさいと、そういうのじゃないと思うんですけどね。

○議長（芦崎達美君） はい、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 私が言ったのは品確法とか法律があってそういう制度として認められているので、その制度を町が勝手にやらないと。こういうわけにはいかないということです。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） いや、私はやるなということ言ってるんじゃないんですよ。その4割をもう少し会社の請負業者の仕入れにかかるコスト分くらいに引き下げるっていうことを検討してみたらいかがですか、というさっきそういう話をしたんですね。国でそういう具合に指導があったから町でその指導に従って、おそらく国の指導であれば上

限は40%という取り決めだと思うんです。それをめいっぱいするか10%にするかというのは町の判断なんです。そこを私言ってるんです。

- 議長（芦崎達美君） はい、答弁を求めますか。答弁を求めますか。はい、加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） 国の法律があって県の基準があって県の指導もあって、それをもとにしながら町の方の判断でやっているの、町としては今の段階ではこれが正しいやり方だと思っています。
- 議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。
- 7番（皆川鉄也君） いろいろとご審議をいただいておりますけれども、今まで討論、議論してきたことを伊藤副町長が指名審査の責任者ということでやっているわけですから、もう一度ですねこの工事に対する入札や契約の在り方等についてですね、課長たちも含めてきっちりともう一度整理をしてですね、このあと議会の方にこういう具合で今後やっていきたいというような提案をしてもらいたいという方法じゃないかと思うんですが、副町長どう思いますか。
- 議長（芦崎達美君） 答弁を求めます。はい、伊藤副町長。
- 副町長（伊藤進君） いろいろ皆さんから議論を頂いたわけですが、少なくとも今やっている形がベストだとは言いませんけれども、今ある現状の中で全県の町村のやり方等含めて考えますと、例えば今保証の話もありました、これ今昔みたいに保証会社なくしたらどういう風な形になるかと考えますと、おそらく工事やれない会社いっぱい出てくると思うんです。だから今の世の中の中では保証会社がつくということで保証会社は我々と違ってそういう保証をするわけですから、情報等は我々よりずっといろいろな情報を捕まえてると思いますのでね、現状の中では今の方法で行かざるを得ないのかなと思ってます。ただこういう色々な状況が何回も出てきますとですね、やっぱりあれいろいろな話出てきますんで、それはやっぱり議員の皆さんからもこういうところはこうした方がいいんじゃないかというふうないろいろなご指導を頂きながら、我々も国や県にこういうふうな話あるけれども可能な話ですかというふうな形で相談をかけたいと思っておりますけれども、少なくとも今の形はベストではないけれどもよりベターな形ではないかなと認識しております。
- 議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。8番嶋津宣美君。
- 8番（嶋津宣美君） 先ほど10番の山本議員が、町の実害はなかったということでしたけれども、実害あるわけです。40%の前払い金あってですね保証協会から800万ほ

ど入るわけですが、実は被害状況の調査といいますか出来高をやるために手数料70万ほどかかっているわけで、差し引きしても町の税金から実害が出ているわけですし、現にこの臨時議会もその通り、開かなくてもいいものをこのためにやるわけですから、私は実害があったとそう思います。

今回のあれは工期3カ月の間でちょっと短かったのかなと思いながら、担当の方も業者さんの言うことを聞いてあった、まあ倒産っていう悪い条件が重なったということでしたけども、今回のこのあれはどういうふうな問題点があったのかと、そのへんを町長はどう考えてますか。今回のこの倒産に伴ういろんな問題点があったと思うんですが、工期の問題とか、先ほど町長が進捗状況を確実にやっていけばと行ってましたけど、それちゃんとやっていけばなんでもなかったはずですけども、進捗状況を担当している方もちょっと責任はあるんじゃないかと、その辺は町長どう考えてますか。

○議長（芦崎達美君） はい、加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 結果としてこうなりましたので我々もこれからのいろんな工事を発注した後の対応の仕方についてはもう少ししっかりしていかなければいけないなど思っています。

今回の工事、最初の600何メートルですか、この基盤を路盤を作るこの工事は200m位を残して進んでいると、これ金額的には少ないんですけどもこれが出来れば舗装工事は割と早く進捗するわけですので、金額的には少ないですけども割と進捗はしてきた状況はあると思います。この調子で行けば確かに工期のギリギリにはなるかという判断は現場の方ではしたようですけども、ちょっとそこら辺の判断は甘かったのかなというふうには思っています。従ってやはり状況が進んでいった場合に工期が着実に済めるかという判断を出来るだけ早めにしながらあとの対応についての的確にやっていくということが必要だったなというふうに思っていますので、結果として今回町としては確かに工事がまだ完成されていないわけですからこれからまたやらなきゃならないという問題がありますけども、今の制度の中ではこういう場合は保証制度があってその中でやっていくという状態になっていますので、結果論ですけどもこれを使いながら早期に完成するように最大限いま努力をしていきたいなと思っておりますので、なんとかそのへんご理解いただきたいなと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成29年第2回八峰町臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前11時09分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 _____ 芦崎 達美 _____

同 署名議員 _____ 5 番 _____ 腰山 良悦 _____

同 署名議員 _____ 6 番 _____ 柴田 正高 _____

同 署名議員 _____ 7 番 _____ 皆川 鉄也 _____